

少年院における問題類型別処遇の効果的な在り方に関する研究

矯正協会附属中央研究所 橋 偉仁
 佐藤 和夫
 藤野 京子*
 土持 三郎
 森田 祥一
 東京矯正管区 玉置 隆久**

1. はじめに

少年院教育における教育課程は、生活指導、職業補導、教科教育、保健・体育、特別活動の5指導領域で構成されている。なかでも、生活指導は、在院者の持つ非行性の改善に直接かかわる指導領域であり、矯正教育の中核として重視されてきた。

一方、義務教育（学校教育）は、すべての国民が必要とする知識や技能の範囲と内容をどのように定め、それらの教授を、如何に効果的に実施するか重点をおいて充実発展してきた。そのためか人格形成に直接かかわる指導領域の教育内容の構築は、その重要性が強調されながらも十分なものではなかった。実際には、戦前では修身、戦後では道徳等という言葉で括られる領域での指導が行われたが、教育課程の全時間に占めるこれら領域の指導時間は僅かであり、少年院教育は学校教育の実践から多くの知見を学んだが、人格形成に直接かかわる指導領域における教育実践の在り方に関しては、独自にその充実を目指すほかなかった。

考えてみれば、少年院教育の対象者は、学

校教育から脱落した者であり、非行という反社会的あるいは非社会的な行動を伴うという意味では共通しているが、その背景にある問題性は極めて多様であり、その問題性の除去が少年院教育の目的であれば、人格形成に直接かかわる指導領域の充実が、学校教育以上に求められたのも、必然的な社会的ニーズであった。

このような社会的ニーズに対応して充実・発展してきた少年院教育の生活指導領域の処遇形態の一つとして、問題類型別処遇は開発されたのである。

問題類型別処遇の萌芽は、昭和35年ころに提唱された「少年院特殊化構想」に認められる。特殊化構想は、少年院の在院者がもつ問題性を除去するための効果的な教育方法・内容別に少年院を再編成しようとする構想であったが、在院者のもつ問題性に着目して処遇の充実を意図した点で、現在の問題類型別処遇誕生の萌芽と見ることができる。

この特殊化構想は、昭和37年法務省矯正局「少年院特殊化構想（案）」に具体化されているが、少年院を、心身に著しい故障のない者を収容する少年院と心身に著しい故障の

*現法務省矯正局

**現川越少年刑務所

ある者を収容する少年院の二つに大きく分けるといふ現行法制上の分類処遇の原則を堅持しながら、「短期の訓練に重点を置く少年院」「心身の鍛練に重点を置く少年院」等々の少年院の設置を目指す構想であった。

その後この構想は、昭和46年「少年院における教育訓練要領案」、昭和49年「少年院処遇の中期計画」、同50年「モデル施設と実験処遇施設設置構想」へと進展しているが、その内容を見ると、これらの構想は少年院の在院者がもつ問題性を除去するための効果的な教育方法・内容別に少年院を再編成しようとする少年院特殊化構想の枠内のものであった。

問題類型別処遇の誕生は、昭和52年矯正局長通達「少年院の運営改善」により、特殊化構想の枠を超えた少年院の運営改善が全国規模で実施されたことに求められる。

同処遇の誕生を促したという意味で注目されるのは、この改善によって少年院に処遇課程等が設置され、これら処遇課程等に編入する対象者の選定基準が全国的に統一されたことである。

何故ならば、このことによって在院者のもつ多様な問題性を類型化し、その問題性を除去するための教育方法・内容の全国規模での検討が可能になったからである。

その後、少年院の処遇課程等の改編が進むにつれ、少年院教育の中核である生活指導領域の教育水準は他の指導領域と同様大きく向上している。

しかしながら、問題類型別処遇は、すでに述べたように、主として非行にかかわる態度及び行動面の問題性を取り上げ、薬物濫用問題、交通問題、家族問題、不良交友問題、性問題等々の問題類型に対応する指導である。

換言すれば、一度誤りを犯した者を、その誤りに焦点をあてて改善する教育である。健全な青少年の育成を目指す学校教育とは異なる困難な問題が山積している。

本研究は、このように山積する問題を抱えながら、全国少年院で実施されている問題類型別処遇の実態を調査し、現状における問題点を明らかにし、この処遇の効果的な在り方を検討する上で必要な資料を得ようとするものである。

2. 研究調査の概要

(1) 調査の目的

この調査は、少年院における生活指導の実施状況のうち、問題類型別処遇の実態を全国規模で把握し、問題類型別処遇の効果的な在り方を検討する上で必要な資料を得ることを目的として実施した。

(2) 調査の方法

全国少年院(53庁)に問題類型別処遇実態調査：質問紙調査票を郵送し、各庁教育部門首席専門官の協力を得て、下記の調査項目に記入を依頼した。

《質問紙調査票の調査項目》

- ① 問題類型別処遇の設置数と名称
- ② 問題類型別処遇に開設されている問題類型と講座数
- ③ 問題類型別講座の
 - イ 教育の内容
 - ロ 指導回数及び指導時間
 - ハ 指導のねらい
 - ニ 指導方法の種類
 - ホ 指導案の有無
 - ヘ 教材の有無と種類
- ④ 問題類型別講座指導中心者の
 - イ 身分
 - ロ 指導経験年数
 - ハ 習熟度
- ⑤ 問題類型別講座の
 - イ 実施経過年数
 - ロ 対象者の範囲・選定基準・編入方法・人数
 - ハ 適正規模
 - ニ 効果判定実施及び判定資料の有無

- ホ 指導担任職員合計数
 ヘ 改善すべき問題点
- ⑥ 問題類型別処遇に編入できなかった事例の有無
 ⑦ 用意されている問題類型以外の問題性をもつ対象者の有無
 ⑧ 問題類型別処遇の内容としての処遇技法に関する工夫の実態
 ⑨ 問題類型別処遇に関する質問、希望、感想など
- (3) 調査の対象期間
 平成6年6月1日現在について実施した。
- (4) 調査の実施期間
 平成6年6月1日から同年7月15日までの期間に実施した。
- (5) 回収結果
 全少年院53庁から回答を得たが、1庁で問題類型別処遇を実施していなかったため、実質回答庁は52庁であった。
- (6) 集計
 (財)矯正協会附属中央研究所において集計した。
- (7) 調査への協力者
 本調査の企画及び実施に際しては、法務省矯正局教育課から多くの示唆と協力をして頂いた。また、調査票の作成等について、次の方々の協力を頂いた。()内は、協力をお願いした時点における各氏それぞれの所属庁等である。
- 日下部 隆氏 (法務省矯正局教育課)
 西村 重則氏 (同上)
 橋 陽一氏 (東京矯正管区教育課)
 馬場 明子氏 (愛光女子学園)
 山口 孝志氏 (市原学園)
 長島 寿勝氏 (茨城農芸学園)

3. 調査結果の概要

- (1) 問題類型別処遇の設置数と名称
 問題類型別処遇(以下、特別の場合を除き「処遇コース」と略称する。)は、全国少年

院のうちV₁処遇課程のみをもつ1施設を除き52庁に設置されているが、1庁で3種類(薬物し癖、家族問題、異性問題で実質的には1種類)の庁が1庁、2種類(長期・短期別、一般短期・特修短期別等処遇課程等別に名称が異なり、実質的に2種類)の庁が3庁あり、少年院52庁に設置されている処遇コースは、総計57処遇コース(実質55処遇コース)であった。

その名称は、問題群別指導と呼称している処遇コースが22と最も多く、次いで問題性別指導(8)、問題別指導・問題別講座(各3)、問題性別講座・特別講座(各2)と続き、処遇コースの呼称名は、名称を付けていない庁・無回答の庁(各1)を含めると22通りの呼称に及んでいる。

次に、対象者のもつ問題性をどう表現しているかを軸に整理すると「問題群」と表現している処遇コースが23、以下、「問題性」(14)、「問題」(6)、「特別」・「問題行動」・「非行態様」(各2)、「非行形態」,「非行問題」,「薬物し癖」,「家族問題」,「異性問題」,「治療」と対象者のもつ問題性の表現の仕方は11通りと半分に減少する。

さらに、末尾の2語で整理すると、〇〇指導と呼称する処遇コースが37と最も多く、〇〇講座(11)、〇〇学習、〇〇教育・〇〇処遇(各1)で、5通りになるが、最も多く採用されている言葉をつなぐと、その名称は『問題群別指導』となる。

また、個々の対象者をもつ共通した問題性を軸にグルーピングする意味と読み取れる〇〇「別」と呼称している処遇コースが全体の90%弱あり、さらに、処遇コースを特別と位置づけている2つ及び問題性をそのまま名称にしている3つを加えると、57の処遇コースのうち52が、「共通した問題性をもつ者をグルーピングして指導する」という考え方に立脚した呼称になる。

このように、問題類型別処遇の名称は区々

にわたっているが、名称の意味から見ると、対象者のもつ個別の問題性に着目し、その改善を効果的に行うため、共通した問題性をもつ者を集めて集団編成を行うという基本的な考え方は共通しているといえる。

(2) 問題類型別処遇に設置されている問題類型と講座数

52 庁の処遇コースに開設されている問題類型（例えば薬物濫用問題等。以下、個々のそれを「講座」と略称する。また、『その他の問題』を「頻回転職問題」「職業」「再入者の特別指導」「ぐ犯少年」「家族・不良交友」「暴力・窃盗」「暴力」「盗み」「放火の特別指導」「粗暴攻撃タイプ」「非社会的タイプ」「付和雷同タイプ」「不安葛藤タイプ」「自閉タイプ」「再非行問題」「非行問題」「社会生活」「内省充実」「社会適応訓練」「不明」の20種類に整理した場合）は27種類であった。

次に、問題類型別に、開設されている講座数を見ると、「薬物濫用問題」が50庁に55講座と最も多く、以下「交通問題」（40庁に42講座）、「家族問題」（35庁に36講座）、「不良交友問題」（22庁に23講座）、「性問題」（18庁に20講座）、「暴力団問題」（6庁に6講座）、「対人関係問題」（4庁に4講座）、「その他の問題」（14庁に23講座）と、52庁の57処遇コースに開設されている講座総数は209講座となっている。

また、1庁に用意されている問題類型が最も多いのは7種類、最も少ないのは2種類で、1庁平均3.79種類、4.02の講座が開設されている。（表1参照）

さらに、全国53の少年院各庁に設置されている処遇課程等と平成6年6月1日現在の処遇課程等別の収容人員などを基準にして、問題類型別処遇を開設している全国52少年院を下記の6つの処遇課程等グループに分けて、6グループ別に講座の開設状況を見るこ

とにする。

《処遇課程等グループとその略称》

- 市原・水府・駿府・有明・和泉・播磨・豊ヶ岡・湖南・美保・佐世保・置賜・月形・松山の13庁を

『OS』と略称する。

- 神奈川医療・宮川医療・中津の3庁を

『H』と略称する。

- 関東医療・京都医療の2庁を

『MP』と略称する。

- 久里浜・八街・奈良・愛知・岡山・大分・青森・帯広の8庁を

『BCG』と略称する。

- 多摩・小田原・茨城・新潟・加古川・瀬戸・人吉・広島・盛岡・北海・四国・喜連川・福岡・東北・赤城・宇治・沖縄の17庁を

『その他男子施設』と略称する。

ただし、必要な場合、これを細分し

- ・ 多摩・小田原・茨城・新潟・加古川・瀬戸・人吉・広島・盛岡・北海・四国の11庁を『V₂』
- ・ 喜連川・福岡を『E₂V₂』
- ・ 東北を『V₁』
- ・ 赤城・宇治を『E₁』
- ・ 沖縄を『OS・L』

と略称する。

- 女子少年院の9庁を

『女子施設』と略称する。

表1は、処遇課程等グループ別に少年院各庁の講座設置状況を見たものである。

薬物濫用問題講座は、52庁中、『H』・『E₁』に属する各1庁を除く50庁に開設されている。しかし、50庁の中には、薬物濫用問題講座と並行して覚醒剤問題講座を開設している庁が2庁、薬物濫用問題講座を一般短期・特修短期別に設けている庁が3庁あるため、講座総数は55になっている。

このように、薬物濫用問題をかかえる対象者は、処遇課程等の枠を超え幅広く拡散して

表1 処遇課程等グループ別・問題類型別講座の設置状況

		薬物 濫用 問題 講座	交通 問題 講座	家族 問題 講座	不良 交友 問題 講座	性 問題 講座	暴力 団 問題 講座	対人 関係 問題 講座	その他の 問題 講座	延問題類 型数 講座数	1庁平均 類型数 1庁平均 講座数	
OS	設置庁数	13	13	8	6	5		1	2	48	3.69	
	構成比	100	100	61.5	46.1	38.5		7.7	15.4			
	13庁 講座数	15	15	9	7	6		1	2	55	4.23	
H	設置庁数	2	2	2		1			3	17	5.67	
	構成比	66.7	66.7	66.7		33.3			100			
	3庁 講座数	2	2	2		1			10	17	5.67	
MP	設置庁数	2	2	1	1					6	3.00	
	構成比	100	100	50.0	50.0							
	2庁 講座数	2	2	1	1					6	3.00	
BCG1	設置庁数	8	6	4	3	2	4	1	2	31	3.88	
	構成比	100	75.0	50.0	37.5	25.0	50.0	12.5	25.0			
	8庁 講座数	8	6	4	3	2	4	1	3	31	3.88	
そ の 他	V2	設置庁数	11	11	9	9	1	1	1	2	45	4.09
	構成比	100	100	81.8	81.8	9.1	9.1	9.1	18.2			
	11庁 講座数	13	11	9	9	1	1	1	2	47	4.27	
男 子 施 設	V2E2	設置庁数	2	2	1	1	1			7	3.50	
	構成比	100	100	50.0	50.0	50.0						
	2庁 講座数	2	2	1	1	1				7	3.50	
男 子 施 設	V1	設置庁数	1	1	1	1		1	1	6	6.00	
	構成比	100	100	100	100		100		100			
	1庁 講座数	1	1	1	1		1		1	6	6.00	
男 子 施 設	E1	設置庁数	1	2	2	1			1	7	3.50	
	構成比	50.0	100	100	50.0				50.0			
	2庁 講座数	1	2	2	1				1	7	3.50	
男 子 施 設	OS・L	設置庁数	1	1	1					3	3.00	
	構成比	100	100	100								
	1庁 講座数	1	1	1						3	3.00	
男子計	設置庁数	41	40	29	22	10	6	3	12	170	3.95	
	構成比	95.3	93.0	69.8	51.2	23.3	14.0	7.0	27.9			
	43庁 講座数	45	42	30	23	11	6	3	19	179	4.16	
女子施設	設置庁数	9		6		8		1	2	27	3.00	
	構成比	100		66.7		88.9		11.1	22.2			
	9庁 講座数	10		6		9		1	4	30	3.33	
合 計	設置庁数	50	40	35	22	18	6	4	14	197	3.79	
	構成比	96.2	76.9	67.3	42.3	34.6	11.5	7.7	26.9			
	52庁 講座数	55	42	36	23	20	6	4	23	209	4.02	

注 構成比は、それぞれのグループの庁数を100とした。

いる実情がうかがわれる。

交通問題講座は、男子43庁中、『H』1庁、『BCG₁』2庁を除く40庁に42講座開設されている。表現をかえれば、『OS』『その他男子施設』の全庁に開設されているが、『女子施設』全庁には開設されていないということになる。このことは、女子施設には、交通問題をかかえる対象者が全くいないというのではなく、集団編成して指導するほど収容されていないためであろうが、男子施設では、薬物濫用問題と同様に短期施設を含め、問題性の程度は別にしても避けて通ることのできない共通した問題になっている現状を示している。

家族問題講座は35庁に36講座が開設されている。処遇課程等グループ別にはさして際立った特徴は見られないが、子細に見ると、『E₁』のみならず『V₂』グループ庁の『E₁』処遇課程を併設する施設のほとんどに開設されている。このことは、中学生の年齢にある者の多くは、家族問題が重大な問題性の一つになっていることを示唆している。

不良交友問題講座は、52庁中22庁に開設されているが、『その他男子施設』に70%開設されているのに対し、『女子施設』全庁に設置されていないことが大きな特徴である。このことは、交通問題と同様、女子施設で不良交友が問題になっていないというのではなく、例えば、薬物濫用問題など別の角度から不良交友問題が取り上げられているためではなかろうか。

性問題講座は、1庁を除く『女子施設』8庁、『OS』5庁、『BCG₁』2庁、『V₂』・『E₂V₂』・『H』各1庁の18庁に20講座開設されている。ただ、男子施設の場合は異性問題講座と呼称しているように、女子施設のそれとはやや異なった内容の講座と思われる。いずれにしても性問題は、女子施設において極めて重視されている。

暴力団問題講座は、『BCG₁』4庁と『V₁』

『V₂』各1庁の6庁に6講座開設されている。52庁中6庁(11.5%)にしか暴力団問題講座が開設されていないにもかかわらず、『BCG₁』8庁の50%にあたる4庁に開設されていることは、この問題をかかえる収容者を多数収容している『BCG₁』施設だけにうなずけよう。注目されるのは、52庁中1庁しかないV₁庁に開設されていることである。この背景には、暴力団を離脱させるためには、経済的自立に有効な職業的資格を取得させることが効果的との判断から、暴力団問題をかかえる対象者のうち適当な者をV₁施設に受け入れているといった、分類基準の弾力的運用があるように思われる。

対人関係問題講座は、『OS』・『BCG₁』・『V₂』・『女子施設』各1庁の4庁に開設されているのみで、処遇課程等グループ別には特段の特徴は見られない。しかし、今後この講座は、不良交友問題や性問題等における人間関係とは異なった角度から、時代の変化に対応した講座としてのニーズが高まるのではないだろうか。

その他の問題講座は、『H』全庁、『その他男子施設』4庁、『OS』、『BCG₁』『女子施設』各2庁の14庁に設置されている。『H』全庁に設置されているのが際立った特徴で、その呼称は「放火の特別指導」「粗暴攻撃タイプ」「非社会的タイプ」「付和雷同タイプ」「不安葛藤タイプ」「自閉タイプ」「非行問題」「社会生活」「内省充実」「社会適応訓練」「社会適応訓練講座」等々で、特殊教育を必要とする者を収容している施設に開設されている講座は、当然のことながら他庁のそれとはやや異なった種類の問題類型に対応している状況がうかがえる。若干重複するかもしれないが、処遇課程等グループ別の特徴をみるために、各処遇課程等グループの処遇コースに開設されている講座の問題類型数を見ることにしよう。『V₁』が6種類で最も多く、次に『H』の平均5.67種類、

『V』4.09種類、『BCG』3.88種類、『OS』3.69種類で、『女子施設』『MP』などの平均が3.00種類と最も少ない。『V』が6種類と最も多いことは別として、『H』5.67種類は対象少年のもつ問題性の多様さからみてうなずける。しかし、『女子施設』3.00種類はすべての処遇課程を併設する施設としては少ないと思えるが、これも処遇課程等別に分離して指導することを原則とする集団編成の関係で、個別指導とならざるを得ない現状があることなどを考えれば、『MP』の3.00種類とともに当然な数字なのかもしれない。もっとも、同一グループに属する施設間の処遇コースに開設されている問題類型の種類の最大7種類～最小2種類の違いがあることなどを見ると、必ずしも、対象者の問題性の多様さのみでなく、他の要因が影響していると解釈することのほうが正しいのかもしれない。

以上、処遇課程等グループ別に講座開設状況の特徴を見てきた。1庁に開設されている講座の平均数が4.02講座、問題類型の種類の平均3.79種類という数字は、極めて多様な問題性をもつ在院者が収容されていることを考えると必ずしも十分な数とはいえないの

ではないかという不安をいだかせる。今後、より多様な問題類型に対応できるよう講座の充実と、指導者の育成が行われることを期待したい。

(3) 問題類型等別講座の教育内容・教育方法等

① 教育内容は、少年院における教育課程の編成及びその運用について（矯正局長通達）記の4に生活指導の教育内容として例示してある、「非行にかかわる態度及び行動面の問題性に対する指導」・「資質上の問題性に対する指導」・「保護環境上の問題性に対する指導」・「情操面の指導」・「基本的生活態度に関する指導」・「進路指導」の6項目を複数選択させる方法で回答を求めた。209講座中178講座から回答が寄せられたが、表2は、問題類型等別に講座の教育内容を示したものである。

「非行にかかわる態度行動面の問題性に対する指導」を教育内容としている講座数は178講座中145講座で81.5%に達している。次いで、「基本的生活態度に関する指導（25.3%）」「保護環境上の問題性に対する指導（23.0%）」と続き、「進路指導」・「情操面の指導」を教育内容としているのは、それ

表2 問題類型別講座の教育内容

	非行にかかわる態度・行動	資質上の問題性	保護環境上の問題性	情操面の指導	基本的生活習慣	進路指導	計	教育内容の選択数			講座数
								1つ	2つ	3～4つ	
薬物濫用	50		2	1	12		65	38	12	1	51
交通問題	37		1		9		47	31	8		39
家族問題	14		22		6	3	45	24	4	4	32
不良交友	13		9		5		27	15	3	2	20
性問題	17		3	1	5		26	12	1	4	17
暴力団	4		1		2		7	3			5
対人関係	1				2		3	1			2
その他	9		3	1	4	4	21	6	3	3	12
計	145		41	3	45	7	241	130	34	14	178
構成比	81.5	0.0	23.0	1.7	25.3	3.9	135.0	73.0	19.1	7.9	100.0

注 構成比は、複数回答のため100にならない。

ぞれ7講座、3講座と急減しているが、「資質上の問題性」を教育内容としている講座は皆無であった。教育内容を一つに絞っている講座に目を向けてみよう。178講座の73%にあたる124講座が教育内容を1つのみとしているが、「非行にかかわる態度行動面の問題性に対する指導」を教育内容としている講座数が102講座で最も多く、次いで、「保護環境上の問題性に対する指導」21講座、「基本的生活態度に関する指導」5講座、「進路指導」2講座となっている。教育内容を一つに絞っている講座には、「資質上の問題性」のみでなく、「情操面の教育」を教育内容とするものも皆無であった。このように、問題類型別処遇の教育内容は「非行にかかわる態度行動面の問題性に対する指導」が中核にあり、「保護環境上の問題性に対する指導」「基本的生活態度に関する指導」が加味されているが、「資質上の問題性に対する指導」は全く含まれておらず、「情操面の指導」「進路指導」もほとんど含まれていないことが分かる。したがって、問題類型別処遇は、少年院教育における生活指導領域の教育として極めて重要な役割を担っているが、生活指導領域の教育内容のすべてを包含した処遇ということはできない。

次に、問題類型によって講座の教育内容に違

いがあるかを見ることにする。性問題講座、薬物濫用問題講座、交通問題講座、暴力団問題講座は、「非行にかかわる態度行動面の問題性に対する指導」を教育内容としている割合がそれぞれ100%、98%、95%、80%となっているが、家族問題講座、対人関係問題講座はそれぞれ44%、33%で、家族問題講座の約70%は「保護環境上の問題性に対する指導」を、対人関係問題講座の100%は「基本的生活態度に関する指導」を教育内容としており、薬物濫用問題講座など他の問題類型講座の教育内容と違いが認められた。このことは、今後、新しい類型の講座が開設されるにつれ、「資質上の問題性の指導」「情操面の指導」「進路指導」を教育内容に取り上げる講座が増加する可能性を示唆しているようにも受け取れ注目される。

② 指導回数と指導時間

問題類型別処遇の講座総数が209講座であることは前述したが、指導回数と指導時間に関する回答は203講座から寄せられた。

表3は、問題類型等別に指導回数と指導時間を見たものである。1講座の指導最多回数は、性問題講座のそれが15回であるほか、他の講座は30回台で問題類型による違いは性問題講座を除きほとんど認められない。しかし、指導最少回数は、性問題講座の1回、

表3 問題類型別講座の指導回数・指導時間

	1講座の回数 最高～最低 (回)	1講座の 平均回数 (回)	1回の時間 最長～最短 (分)	1回の 平均時間 (分)	1講座の 最長総時間数 (分)	1講座の 最短総時間数 (分)	1講座総時間 の平均時間数 (分)	講座数
薬物濫用問題	35～3	11.7	150～50	77.3	2,800	270	864.8	54
交通問題講座	35～3	11.7	150～50	75.7	2,800	270	858.5	41
家族問題講座	35～4	11.8	150～50	79.3	2,800	300	908.6	35
不良交友問題	30～4	11.7	100～50	75.3	1,800	300	846.8	22
性問題講座	15～1	9.7	150～50	83.8	1,440	90	783.0	20
暴力団問題	35～6	14.6	90～50	66.0	2,800	400	1004.0	5
対人関係問題	30～8	15.5	100～50	75.0	2,700	480	1135.0	4
その他の問題	34～8	16.4	180～50	100.2	6,120	400	2102.3	22
合計 52庁	35～1	11.9	180～50	79.9	6,120	90	1004.7	203

表 3 の 1 処遇課程等グループ別講座の指導回数及び指導時間

	1 講座の 平均回数 (回)	1 回の 平均時間 (分)	1 講座総時間 の平均時間数 (分)	講 座 数	庁 数	1 庁あたりの 平均講座数	
OS	9.9	86.2	822	55	13	4.23	
H	18.6	105.3	2,343	17	3	5.67	
MP	10.1	56.7	622	6	2	3.00	
BCG1	13.9	61.6	894	31	8	3.88	
その他男子施設	V2	13.4	76.8	997	47	11	4.27
	E2V2	6.7	90.0	604	7	2	3.50
	E1	6.9	54.3	377	7	2	3.50
	V1	?	?	?	6	1	6.00
	OS, L	12.0	50.0	600	3	1	3.00
女子施設	12.1	91.3	1,100	30	9	3.33	
合 計	11.9	79.9	1,005	209	52	4.02	

表 3 の 2 の 1 処遇課程等グループ別講座の指導回数及び指導時間

	1 講座の回数 最高～最低 (回)	1 講座の 平均回数 (回)	1 回の時間 最長～最短 (分)	1 回の 平均時間 (分)	1 講座の 最長総時間数 (分)	1 講座の 最短総時間数 (分)	1 講座総時間 の平均時間数 (分)	講 座 数	庁 数	構 成 比	
薬物 濫用 問題 講座	OS 13庁	20~4	9.9	150~50	86.3	1,200	400	810.0	15	13	100
	H 3 "	14~8	11.0	70~60	65.0	840	560	700.0	2	2	66.7
	MP 2 "	12~6	9.0	60~50	55.0	720	500	610.0	2	2	100
	BCG1 8 "	35~6	14.4	100~50	63.8	2,800	400	937.5	8	8	100
	その他男子 17 "	34~3	12.9	100~50	68.2	1,530	270	832.3	17	16	94.1
	女子施設 9 "	16~8	10.8	120~50	94.6	1,920	600	946.0	10	9	100
合 計 52庁	35~3	11.7	150~50	77.3	2,800	270	864.8	54	50	96.2	
交通 問題 講座	OS 13庁	20~3	10.1	150~50	86.3	1,650	300	843.3	15	13	100
	H 3 "	14~7	9.7	70~50	60.0	840	350	583.3	3	3	100
	MP 2 "		12.0		60.0			720.0	1	1	50
	BCG1 8 "	35~8	16.8	100~50	61.7	2,800	400	1083.3	6	6	75
	その他男子 17 "	30~3	11.6	100~50	69.4	1,500	270	781.3	16	17	100
	女子施設 9 "										
合 計 52庁	35~3	11.7	150~50	75.7	2,800	270	858.5	41	40	76.9	
家族 問題 講座	OS 13庁	20~4	12.0	150~50	83.9	1,650	400	966.7	9	8	88.9
	H 3 "	12~8	10.7	70~60	63.3	720	560	666.7	3	3	100
	MP 2 "										
	BCG1 8 "	35~6	14.8	90~80	63.3	2,800	400	1160.0	4	4	50.0
	その他男子 17 "	30~6	12.1	100~50	73.8	1,350	300	862.3	13	14	82.4
	女子施設 9 "	12~8	9.7	120~50	93.3	1,440	600	890.0	6	6	66.7
合 計 52庁	30~4	11.8	150~50	79.3	2,800	300	908.6	35	35	67.3	

注 構成比は、各グループの庁数を100とした。

表3の2の2 処遇課程等グループ別講座の指導回数及び指導時間

		1講座の回数 最高～最低 (回)	1講座の 平均回数 (回)	1回の時間 最長～最短 (分)	1回の 平均時間 (分)	1講座の 最長総時間数 (分)	1講座の 最短総時間数 (分)	1講座総時間 の平均時間数 (分)	講 座 数	庁 数	構 成 比	
不良 交友 問題 講座	OS	13庁	17～4	9.6	100～50	79.3	1,530	400	740.0	7	6	46.2
	H	3庁		12.0		60.0		720.0	1	1	33.3	
	MP	2庁										
	BCG1	8庁	12～8	9.3		50.0	600	400	466.7	3	3	37.5
	その他男子	17庁	30～6	13.2	100～50	80.9	1,800	300	931.8	11	12	70.6
	女子施設	9庁										
	合 計	52庁	30～4	11.7	100～50	75.3	1,800	300	846.8	22	22	42.3
性 問 題 講 座	OS	13庁	10～7	7.8	150～50	95.8	1,200	400	751.7	6	5	38.5
	H	3庁		14.0		60.0		840.0	1	1	33.3	
	MP	2庁										
	BCG1	8庁	12～8	10.0		50.0	600	400	500.0	2	2	25.0
	その他男子	17庁	12～1	6.5		90.0	1,080	900	990.0	2	2	11.8
	女子施設	9庁	15～8	11.0	100～50	84.8	1,500	600	904.4	9	8	88.9
	合 計	52庁	15～1	9.7	150～50	83.8	1,440	90	783.0	20	18	34.6
暴 力 団 問 題 講 座	OS	13庁										
	H	3庁										
	MP	2庁										
	BCG1	8庁	35～6	16.3	90～50	82.5	2,800	400	1055.0	4	4	50.0
	その他男子	17庁		8.0		60.0			480.0	1	2	11.8
	女子施設	9庁										
	合 計	52庁	35～6	14.6	90～50	66.0	2,800	400	1004.0	5	6	11.5

注 構成比は、各グループの庁数を100とした。

対人関係問題・その他問題各8回と若干のばらつきがある。平均指導回数は、薬物濫用問題・交通問題・家族問題・不良交友問題等各講座が共に11回台と差はないが、その他の問題講座(16.4回)、対人関係問題講座(15.5回)、暴力団問題講座(14.6回)、性問題講座(9.7回)で問題類型等の違いによって若干の差が見られる。

講座1回あたりの指導時間を見ると、最も長い講座は、その他問題講座の180分、続いて薬物濫用問題・交通問題・家族問題・性問題講座の各150分、不良交友問題・対人関係問題講座の各100分、暴力団問題講座の90分と問題類型等別によって多少の差が見られるが、最短時間は50分で差はなく、203講座1回あたり平均時間は約80分となっている。

る。講座の総時間数(1回の指導時間×指導回数)をみると、その他の問題講座の1講座あたりの総時間数平均が2,000分を超えて、2,102分と飛び抜けて長く、次いで、対人関係問題講座(1,135分)、暴力団問題講座(1,004分)、家族問題講座(909分)、薬物濫用問題講座(865分)、交通問題講座(859分)、不良交友問題講座(847分)と続き、性問題講座の総時間数平均が783分と最短である。ちなみに、203講座の総時間数平均は約1,005分であった。1講座の総時間数が最も長い講座は6,120分で、逆に最短のそれは90分であった。ただ、この講座は指導回数1回×指導時間90分のカリキュラムで、これを例外として除けば、最も短い講座の総時間数は270分となっている。このよう

表3の2の3 処遇課程等グループ別講座の指導回数及び指導時間

		1講座の回数 最高～最低 (回)	1講座の 平均回数 (回)	1回の時間 最長～最短 (分)	1回の 平均時間 (分)	1講座の 最長総時間数 (分)	1講座の 最短総時間数 (分)	1講座総時間 の平均時間数 (分)	講 座 数	庁 数	構 成 比
対 人 関 係 問 題 講 座	OS 13庁		8		100			800.0	1	1	7.7
	H 3〃										
	MP 2〃										
	BCG1 8〃		16		50			800.0	1	1	12.5
	その他男子 17〃		8		60			480.0	1	1	5.9
	女子施設 9〃		30		90			2700.0	1	1	11.1
合 計 52庁	30～8	15.5	100～50	75	2,700	480	1135.0	4	4	7.7	
そ の 他 の 問 題 講 座	OS 13庁		8	90～75	82.5	720	600	660.0	2	2	15.4
	H 3〃	34～8	22.0	180～60	123	6,120	560	3384.0	10	3	100
	MP 2〃										
	BCG1 8〃	12～8	10.0		50	600	400	500.0	2	2	25.0
	その他男子 17〃	12～8	9.0	90～50	65	1,080	400	610.0	4	3	17.6
	女子施設 9〃	21～16	17.3	120～90	112.5	1,920	1,890	1912.5	4	4	44.4
合 計 52庁	34～8	16.4	180～50	94.8	6,120	400	2102.3	22	14	26.9	
総 合 計	35～1	11.9	180～50	79.9	6,120	90	1004.7		203		

注 構成比は、各グループの庁数を100とした。

に総時間数（1回の指導時間、指導回数を含め）は、問題類型別にみても、講座間においても著しい違いが目立っている。さらにこの違いを、処遇課程等グループ別に示したのが表3の1である。1講座の平均回数は、『E₁』『E₂V₂』に開設されている講座が7回弱で最も少なく、『OS』『MP』が10回前後、『H』が18.6回で最も多い。1講座1回あたりの平均指導時間は、『H』に開設されている講座が105.3分と最も長く、逆に『E₁』『MP』の講座のそれが55分前後で短い。1講座総時間の平均時間数を見ると、『H』が2,343分とずば抜けて長く、次いで『女子施設』1,100分と続くが、『OS』が882分であるのに対して、『MP』622分、『E₂V₂』604分、『E₁』377分と長期の施設のそれが下回っていることは予想外であった。しかし、よく考えてみれば医療とか教科教育を最優先する施設における生活指導領域の指導時間確保の困難性を浮き彫りしているともいえるし、短期施設の1講座あたりの総時間数が予期し

ていた以上に長時間であったことは、問題類型別処遇が短期施設においても重視されている現れとも表現できよう。なお、処遇課程等グループ別の詳細については、表3の2を参考にされたい。

③ 指導のねらい

指導のねらいは、「ア、その問題の有害性、危険性について正確に理解させる」「イ、その問題に対する従来の考え方や態度を改めさせる」「ウ、その問題に対する従来の行動の仕方を改めさせる」「エ、その他」の4項目を複数選択させる方法で回答を求めた。表4は、問題類型別に指導のねらいを見たものである。最初に、指導のねらいを軸に分析すると、「イ、その問題に対する従来の考え方や態度を改めさせる」を指導のねらいと回答した講座が209中144講座（69.9%）と最も多く、次いで「ア、その問題の有害性、危険性について正確に理解させる」98講座（46.9%）、「ウ、その問題に対する行動の仕方を改めさせる」90講座（43.1%）と続いてい

表4 問題類型別講座の指導のねらい

	ア 有害・危険性	イ 考え方等改善	ウ 行動様式改善	エ その他							講座数
				再犯防止	罪責悔悟	保護観察	就業意欲	自分史	暴力団	?	
薬物濫用問題	51	24	16	2	1						55
交通問題講座	27	27	16	2	1						42
家族問題	3	33	17	1		1				1	36
不良交友問題	5	17	12	1					1		23
性問題	4	16	12		1						20
暴力団問題	3	5	2								6
対人関係問題		2	2								4
その他の問題	5	20	13		1	1	1	1			23
計	98	144	90	6	4	2	1	1	1	1	209
構成比	46.9	68.9	43.1	2.9	1.9	1.0	0.5	0.5	0.5	0.5	100

注 構成比の計は複数回答のため100にならない。

るが、「エ、その他（内容は、再犯防止、罪責悔悟の念、暴力団からの離脱、保護観察への構え、就業意欲の喚起、自分史作成等）」は16講座（7.7％）に過ぎなかった。次に、問題類型を軸に分析すると、薬物濫用問題55講座中51講座（92.7％）が、「ア、その問題の有害性、危険性について正確に理解させる」ことをねらいとしている。ところが、家族問題36講座中33講座（91.7％）は「イ、その問題に対する従来の考え方や態度を改めさせる」ことをねらいとし、性問題20講座中12講座（60％）は「その問題に対する行動の仕方を改めさせる」ことをねらいとしているように、問題類型によって「指導のねらい」が異なっていることが目に付く。

④ 指導方法の種類

指導方法の種類は、「面接指導」「講義・講話」「ロールプレイング」「心理劇」「作文指導」「集会指導」「役割書簡法」「集団討議」「個別カウンセリング」「内観法」「集団カウンセリング」「内省指導」「視聴覚学習」「読書指導」「交流分析」「生け花」「グループワーク」「座禅」「保護者会」の19種類（ただし、「視聴覚学習」～「保護者会」の7項目は「その他」を回答した講座の指導方法）の指導方法を提示し、

複数回答を求めた。全講座から回答が寄せられたが、表5は、問題類型別にどのような指導方法が用いられているかを見たものである。

最初に指導方法を軸に分析すると、最も多用されている指導方法は「作文指導」で回答のあった全体の82.8％にあたる173講座に用いられている。次いで「講話・講義」（76.1％）、「集団討議」（74.2％）「ロールプレイング」（37.8％）「面接指導」（24.9％）「視聴覚学習」（18.7％）と続き、残り14種類の指導方法は10％以下の講座にしか用いられていない。これを、問題類型別に分析すると、全般に「作文」「講義・講話」「集団討議」の3つの指導方法を用いている講座が主流で、加えて、「ロールプレイング」「面接」「視聴覚学習」などの指導方法を採用傾向が認められるが、暴力団問題講座のみは「作文」を中心に「集団討議」「面接」を用いていることが目に付く。

次に、1講座に何種類の指導方法が用いられているかを示したのが表5の1である。

209講座全体で20種類（表5参照。「？」を含む。）延べ764種類の指導方法が用いられ、1講座平均3.7種類の指導方法が採用されている。これを子細にみると、8種類の指導方法を用いていると回答した講座が最高で、

表5 問題類型別講座の指導方法

	薬物濫用	交通問題	家族問題	不良交友	性問題	暴力団	対人関係	その他	計	構成比
面接	14	11	8	5	6	3		5	52	24.9
講義・講話	47	35	28	18	18	2	2	9	159	76.1
心理劇	6	2	4	1				4	17	8.1
ロールプレイング	23	14	20	10	4		1	7	79	37.8
作文	45	36	32	22	17	5	2	14	173	82.8
集会	1	2	1	2		1		1	8	3.8
役割書簡法	3	4	4	1	1	1	1	3	18	8.6
集団討議	43	34	27	18	14	4	4	11	155	74.2
個別カウンセリング	1		1		2				4	1.9
内観	3	1	2		1	1		3	11	5.3
内省	3	2	3	1	1	1		1	12	5.7
集団カウンセリング	1		1		1				3	1.4
その他	視覚教育	12	10	8	5	3		1	39	18.7
	グループワーク	1	1	1		1		1	5	2.4
の内訳	座禅							1	1	0.5
	読書療法		1		1	1		3	6	2.9
	生け花							1	1	0.5
	交流分析						1	1	2	1.0
内訳	保護者会			1					1	0.5
内訳	?	3	3	3	3	2		1	15	7.2
講座数	55	42	36	23	20	6	4	23	209	100

注 構成比は、複数回答のため100にならない。

表5の1 問題類型別1講座あたりの指導方法選択数

	薬物濫用	交通問題	家族問題	不良交友	性問題	暴力団	対人関係	その他	計	構成比
指導方法の選択数	8つ			1					1	0.5
	7つ							1	1	0.5
	6つ	4	3	2	1	2	1	1	14	6.7
	5つ	11	9	10	6		1	1	39	18.7
	4つ	15	13	10	7	8		7	60	28.7
	3つ	18	9	10	6	8	2	1	57	27.3
	2つ	5	6	2	1	1	1	1	23	11.0
	1つ	2	2	2	1	1	1	1	14	6.7
計	205	156	143	87	71	20	11	71	764	
指導方法の平均選択数	3.7	3.7	4.0	3.8	3.6	3.3	2.8	3.1	3.7	
講座数	55	42	36	23	20	6	4	23	209	100

4～5種類の講座が55%強で主流となっているが、1種類のみと回答した講座も14講座ある。ちなみに、この内訳は「作文」のみ6講座、「集団討議」5講座、「座禅」「読

書療法」「心理劇」各1講座であった。問題類型別にみると、家族問題講座の平均4.0種類、不良交友問題3.8種類が全体平均より多く、暴力団問題、対人関係問題、その他問題

表6 問題類型別講座の指導案の有無

	薬物濫用問題	交通問題講座	家族問題講座	不良交友問題	性問題講座	暴力団問題	対人関係問題	その他の問題	計
あ る	51	40	34	22	17	6	4	18	192
な い	4	2	2	1	3			5	17
計	55	42	36	23	20	6	4	23	209

表7 問題類型別講座の教材の種類

	あ る				な い	講 座 数
	自庁作成教材	市販既成教材	指 導 者 工 夫	不 詳		
薬物濫用問題	11	18	10	19	7	55
交通問題講座	9	15	8	14	5	42
不良交友問題	7	8	7	9	10	36
家 族 問 題	6	5	3	5	7	23
性 問 題		5	4	10	2	20
暴力団問題	2		2	2		6
対人関係問題	1		2	1		4
その他の問題	6	1	4	3	10	23
計	42	52	40	63	41	209
構 成 比	20.1	24.9	19.1	30.1	19.6	100.0

注 構成比は、複数選択のため100にならない。

講座のそれが平均を下回っている。しかし、同一問題類型間の講座、例えば、家族問題講座での1種類から8種類のように、用いられている種類数は異なっており、問題類型による違いというより、指導の仕方の違いと判断すべきなのかもしれない。

⑤ 指導案及び教材の種類

指導案については、その有無について、教材の種類については、「貴院が作成した教材がある」「市販または他施設作成等の既成教材がある」「指導者が個別に工夫した教材がある」「教材がない」の4項目を提示し複数回答を求めた。表6は、問題類型別に指導案の有無を、表7はどのような教材が使われているかを見たものである。

指導案は、全講座の92%にあたる192講座で作成されている。これを問題類型別に見ると、暴力団問題及び対人関係問題講座で指導案は全講座に作成されているが、性問題講

座ではその15%にあたる3講座に指導案が作成されていないことが目に付く。

次に、講座が使用している教材の種類を見ると、「ない」と回答した講座数は41講座で、全講座中168講座(80.4%)に教材があることになるが、「ある」とのみ回答した講座が63講座あるため、教材の種類について知ることのできる講座数は105講座であった。この105講座のうち、「市販または他施設作成等の既成教材がある」講座が52講座(うち、そのみは33講座)と最も多く、「自庁が作成した教材がある」42講座(うち、そのみは29講座)、「指導者が個別に工夫した教材がある」40講座(うち、そのみは22講座)と続いている。1種類の教材を使用している講座数が84講座、2種類の教材を使用している講座数が15講座、3種類使用している講座数が6講座あった。教材として有用な「指導者が個別に工夫した教材」

を用意している講座数が40講座、3種類使用している講座数が6講座という数字をみると、全般的に教材が不十分で、その充実を図る必要を指摘することができる。

さらに、教材の有無を問題類型別に見ると、暴力団問題・対人関係問題講座には全講座に教材が準備されているが、他の問題タイプの講座には教材のない講座があり、最も教材の無い比率の高いのはその他問題講座で、23講座中10講座に教材が準備されていない。また、指導案がない講座が占める割合が8.1%で教材のない講座のそれが19.6%という数字は、一般的にみて「指導案作成」→「教材の作成」の過程を示しているように思われる。

(4) 指導中心者の身分・経験年数・習熟度

① 指導中心者の身分

「自庁職員」「他庁矯正職員」「教諭師・篤志面接委員」「その他の部外協力者」の4項目から1つを選択する方法で調査した。表8は、その結果を示したものである。性問題講座に1名の部外協力者、その他問題講座に教諭師が指導中心者になっているほかは、当

然のことかもしれないが、自庁職員が当該講座の指導中心者であった。

② 指導中心者の経験年数

表9は、問題類型別に指導中心者の当該講座指導経験年数を示したものである。回答のあった自庁職員199人の平均経験年数は7.54年で、問題類型別に見ると、その他問題指導中心者9.6年、家族問題9.31年などが長く、対人関係問題3.5年、暴力団問題5.4年などが短くなっている。しかし講座全体では、0年～4年の指導中心者74人(37.2%)、5年～9年64人(32.2%)で、10年未満の指導中心者が約7割を占めているが、一方、21年以上の指導中心者も17人(8.5%)みられる。なお、暴力団問題、対人関係問題講座の指導中心者の経験年数が1年～8年と他のそれと比べると極端に短いことが目立っている。

表10は、講座経過年数(当該講座が開設されてから調査時までの経過年数)を示したものである。回答のあった201講座の平均経過年数は11.3年である。これを類型別に見

表8 問題類型別講座の指導中心者の身分

	薬物濫用	交通問題	家族問題	不良交友	性問題	暴力団	対人関係	その他	計
自 庁 職 員	54	40	35	22	18	5	4	22	199
他 庁 矯 正 職 員									
教諭師・篤志面接委員								1	1
その他部外協力者					1				1
回答なし	1	2	1	1	1	1			8
計	55	42	36	23	20	6	4	23	209

表9 問題類型別講座の指導中心者の経験年数

		薬物濫用	交通問題	家族問題	不良交友	性問題	暴力団	対人関係	その他	計	%
講 堂 座 員 ・ 指 導 経 験 年 数	0～4年	20	17	12	7	9	1	2	6	74	37.2
	5～9年	17	14	9	6	3	4	2	9	64	32.2
	10～14年	8	3	7	5	3			2	28	14.1
	15～20年	5	5	2	3				1	16	8.0
	21年以上	4	1	5	1	2			4	17	8.5
指導中心者の人数		54	40	35	22	17	5	4	22	199	100
平均指導経験年数		8.03	5.95	9.31	8.45	5.53	5.40	3.50	9.60	7.53	

注 自庁職員のみとした。教諭師の経験年数は26年、篤志面接委員のそれは回答なし。

ると、薬物濫用問題・対人関係問題・交通問題の経過平均年数が12年以上で長く、11年台が性問題、10年台が不良交友問題・家族問題、その他問題8年台、暴力団問題の平均6.4年が最短である。類型別に最も古い講座を比較すると、薬物濫用問題の25年が最古で、暴力団問題の10年が最新であるが、両者間には15年の開きがある。このように類型別には開設後の経過年数に違いが見られるが、全講座では、10年～20年経過した講座の占める割合が65.7%に達している事が分かる。このことは、問題類型別処遇が少年院教育に定着したのは、このころだったことを物語っているように思える。

次に、指導中心者の交替状況を知るため、表9と表10の数字を比較して見よう。指導中心者の経験年数、0年～4年が37.2%、5年～9年が32.2%であるのに対し、講座のほうは、経過年数10年～14年が30.3%、15年～20年が35.4%になっている。ということは、指導中心者の約7割の人の経験年数が0年～9年であるのに対して、講座の約6割5分は10年～20年経過しているということになり、全体的に指導中心者の交替が行われている事実を示唆している。しかし、対人関係問題のように、講座の経過年数の平均が12年以上で同講座の指導中心者の平均経験年数は3.5年という類型もあれば、暴力団問

題のように、5年～9年の経験者が4名いて講座の経過年数の平均が6.4年という類型もあるように、類型によって極端に指導中心者交替の進行度は異なっている。

③ 指導中心者の習熟度

指導中心者の身分・経験年数を見てきたが、最後に、その習熟度を見てみよう。習熟度は「十分習熟している」「かなり習熟しているが十分でない」「あまり習熟していない」の3項目から一つを選択する方法で調査した。表11は、問題類型別に指導中心者の習熟度を示したものである。問題類型別にみると、「十分習熟している」指導中心者の占める割合が高い類型は、対人関係問題講座（4人中3人）、暴力団問題講座（5人中3人）で、逆に低い類型は、性問題講座（17人中7人）であるが、全講座中「十分習熟している指導中心者」を有する講座は94講座（46.3%）であった。次に、「かなり習熟しているが十分でない」指導中心者の占める割合が高い講座は、性問題講座（17人中9人）で、逆に低いのは対人関係問題（4人中1人）であるが、全講座中「かなり習熟しているが十分でない」指導中心者を有する講座は90講座（44.3%）であった。また、暴力団問題、対人関係問題講座には「あまり習熟していない」指導中心者を有する講座は一つもないが、全体の9.4%弱にあたる19講座は「あまり習

表10 問題類型別講座の経過年数

	薬物濫用	交通問題	家族問題	不良交友	性問題	暴力団	対人関係	その他	計	構成比
0年～4年	4	4	5	4	4	1		6	28	13.9
5年～9年	7	8	8	2	2	3	1	6	37	18.4
10年～14年	15	11	11	9	3	1	1	10	61	30.3
15年～20年	26	16	10	7	10		2		71	35.4
21年以上	2	1	1						4	2.0
実施平均年数	12.8	12.1	10.6	10.7	11.3	6.4	12.3	8.6	11.3	
最短実施年数	2	1	1	1	1	1	8	1	1	
最長実施年数	25	22	22	17	17	10	15	13	25	
講座数	54	40	35	22	19	5	4	22	201	100

熟していない」指導中心者で占められている。暴力団問題や対人関係問題講座に「あまり習熟していない」指導中心者が存在していないことが目に付くが、この講座に編入される対象者の資質などを考えると「あまり習熟していない」指導中心者では、講座自体の開設ができないとも考えられる。いずれにしても、203講座のなかで半分以上の109講座を担当する指導中心者の習熟度が、十分といえない人達で占められていることは、指導者研修の必要性が強く求められている実情を示している。

④ 問題類型別指導担任職員の数

表12は、問題類型別に指導担任職員の数を見たものである。全体的に見ると1講座あたりの平均指導担当職員数は5.3人である。問題類型別に見た平均指導担当職員数は、暴力団問題講座のそれが13.4人と極端に多く、対人関係問題の7人を除けば他の類型は5人前後である。全体の77.4%にあたる154講座が5人以下で、指導担任職員1人の講座が、

薬物濫用・性問題に各1講座、その他の問題に3講座、計5講座あったが、他の講座は2人以上である。なお、33人という回答が同一庁4講座にあったが、質問に対する解釈の違いかとも考えられる。

(5) 問題類型別講座の対象者・問題点等

① 対象者の範囲と編入方法

対象者の範囲は205講座から、編入方法については201講座から回答が寄せられたが、表13は、講座に編入する対象者は「在院者全員」なのか、あるいは「在院者の一部」なのかを示したものである。

「在院者全員」を対象する講座は、52講座(25.4%)あり、類型別には、その他問題の45.5%、性問題の36.8%などの割合が高い。「在院者の一部」を対象にする講座は153講座(74.6%)あり、類型別には、暴力団問題の100%、不良交友問題の86.4%などが高い。類型によっての違いはあるが、全般的には、約25%の講座が「在院者全員」を、約75%の講座が「在院者の一部」を対象に

表11 問題類型別講座指導中心者の習熟度

	薬物濫用問題	交通問題講座	家族問題	不良交友問題	性問題	暴力団問題	対人関係問題	その他の問題	計	構成比
十分習熟	24	18	18	11	7	3	3	10	94	46.3
十分でない	25	18	14	10	9	2	1	11	90	44.3
習熟していない	6	5	4	2	1			1	19	9.4
計	55	41	36	23	17	5	4	22	203	100.0

表12 問題類型別講座の指導担当職員数

	薬物濫用問題	交通問題講座	家族問題	不良交友問題	性問題	暴力団問題	対人関係問題	その他の問題	計
0～5人	41	30	29	17	16	2	2	17	154
6～10人	8	8	4	4	1		1	3	29
11～15人	3	1	1	1	1	2	1	3	12
16～20人									
21人以上	1	1	1			1			4
平均人員	5.23	5.25	4.89	4.59	4.67	13.40	7.00	5.00	5.27
最小人員	1	2	2	2	1	2	3	1	1
最大人員	33	33	33	15	15	33	14	15	33
講座数	53	40	35	22	18	5	4	22	199

ち「出院後の生活設計」「希望」「その他」の3項目は皆無であったため、実質的に選定基準は7種類になった。その結果を示したのが表15である。

どんな資料を参考にして対象者を選定しているかを見ると、「本件非行名」を資料にしている講座が67講座、「少年鑑別所の作成した処遇指針」38講座、「処遇段階」25講座などとなっており、「本件非行名」「少年鑑別所の作成した処遇指針」「処遇段階」の3つが主に使われている選定基準であることが分かった。また、1種類の資料を基準にしている講座が55講座、2種類が40講座、3種類が4講座で、4種類以上の資料を選定基準している講座はなく、1～2種類の資料を活用して選定している講座が主流を占めている。類型別には、暴力団問題・性問題・不良交友問題・家族問題各講座の選定資料の平均種類数が1.5種類以上で、全講座平均1.48種類を上回っていることが目に付く。

③ 講座の適正規模（処遇を効果的に行うのに望ましいと考える集団編成人員）と対象者の人数（調査時現在、実際に当該指導を受けていた人数）

表16は、類型別に調査時人数と適正規模を示したものである。調査時人数（以下「人数」という。）は191講座から、適正規模は188講座、両者を回答した講座は171講座というように、それぞれの母数は異なるが、適正規模の平均人数は11人、人数の平均は10人で、全講座平均で見ると両者のバランスは取れているように見える。しかし、171講座中、適正規模より多い人数の講座が52講座（30.4%）、逆に少ない講座が90講座（52.6%）ある。勿論この中には適正規模と人数の差が少ない講座もあるが、適正規模の3倍以上の人数を抱える講座もあれば、講座が開設されていながら人数が0人という講座も18講座あり、必ずしもバランスがとれているとは言いがたい。これを裏付けるように、適正規模を6人～15人とする講座の占める割合が73.4%であるのに対して、人数では6人～15人とする講座の占める割合が45%に過ぎず、1人～10人の講座が63.9%となっている。しかし、適正規模は1人の講座から30人の講座まで、人数は0人～46人と大きな開きがあることが示すように、講座の類型・教育方法、内容などの違いに左右される側面も無

表15 問題類型別講座対象者の選定基準

		薬物濫用	交通問題	家族問題	不良交友	性問題	暴力団	対人関係	その他	計	%
利用している資料の種類	本件非行名	25	17	7	6	4	2		6	67	67.7
	問題行動	1	1	1	1					4	4.0
	資質面の問題	1	1	1	1					4	4.0
	保護環境			1						1	1.0
	少鑑処遇指針	10	9	7	6	3	2	1		38	38.4
	処遇段階	5	5	3	5	1	1		5	25	25.3
	処遇課程	2	2	2	2					8	8.1
	計	44	35	22	21	8	5	1	11	147	
資料種類平均	1.47	1.46	1.57	1.62	1.60	1.67	1.00	1.2	1.48		
回答講座数	30	24	14	13	5	3	1	9	99	100	
1利用資料の種類	資料1種類	17	14	7	6	2	1	1	7	55	55.6
	資料2種類	12	9	6	6	3	2		2	40	40.4
	資料3種類	1	1	1	1					4	4.0

注 選定資料の種類構成比の合計は、複数回答のため100にならない。

表 16 問題類型別講座の調査時人員と適正規模

	薬物濫用	交通問題	家族問題	不良交友	性問題	暴力団	対人関係	その他	計	構成比	
平均調査時人数	10.7	10.3	11.1	13.0	4.9	6.4	10.3	6.3	10.0		
平均適正規模(人数)	11.6	11.5	10.8	12.1	5.0	6.5	10.5	9.4	11.0		
調査時人数	0人	4講座	3	4	1	4		2	18	9.4	
	1~5人	10	11	4	6	8	1	1	7	48	25.1
	6~10人	18	8	12	4	4	3	1	5	55	28.8
	11~15人	8	8	6	3		1	2	3	31	16.2
	16~20人	5	4	3	3	1			2	18	9.4
	21人以上	6	4	5	5	1				21	11.0
最小人数~最大人数	0~46	0~27	0~39	0~35	0~21	2~11	3~15	0~20	0~46		
講座数	51	38	34	22	18	5	4	19	191	100	
適正規模最	0人	0講座								0.0	
	1~5人	4	4	4	6	5	2	1	1	27	14.4
	6~10人	29	20	21	6	7	2	1	18	104	55.3
	11~15人	11	9	4	5	3		2		34	18.1
	16~20人	4	4	3	2				1	14	7.4
	21人以上	3	1	2	2	1				9	4.8
小人数~最大人数	3~30	3~25	1~30	3~30	1~30	5~10	5~15	3~17	1~30		
講座数	51	38	34	21	16	4	4	21	188	100	
適正規模と同人数	7	5	6	3	2	1	2	3	29	20.0	
適正規模より少ない	26	13	17	10	12	1	1	10	90	52.6	
適正規模より多い	14	12	10	8	1	2	1	4	52	30.4	
講座数	47	30	33	21	15	4	4	17	171	100	

注 構成比は、それぞれの講座数を100とした。

視できないように思われる。表現を変えて言えば、人数の変化に対応して、教育方法・内容などに工夫を凝らすことで、効果的に講座を運営することも可能と言えるのではないだろうか。

④ 効果判定実施の有無と判定資料の種類

対象者が、講座を履修することによって、どのように改善されたかを知ることは極めて重要なことである。そうした効果判定をしているかという質問に、「効果判定を実施している」と回答した講座数は190講座あった。

それでは、効果判定のための資料としてどんなものを用いているかを、「面接」「行動観察」「課題文達成度」「評定法」「対象者による自己評価」「日誌」「テスト(例えば、MJPI, ソシオメトリー)」「アンケート」

「その他」の9項目を提示し複数選択で回答を求めたところ、効果判定を実施している190講座中167講座から回答が寄せられた。その結果を示したものが、表17である。

「面接」と「行動観察」が講座全体の70%台で用いられ、「日誌」が5割弱の講座で、「課題文達成度」「自己評価」が40%弱の講座で用いられている。1種類のみ資料を用いている講座は12講座しかなく、3種類の資料を用いている講座が最も多く全体の31.7%にあたる53講座あった。また、6種類の資料を用いている講座が7講座あったが、これ以上の種類の資料を用いている講座はない。全体では167講座に、延べ534種類の資料が用いられているので、1講座平均3.2種類の資料を用い効果判定を実施していること

表 17 問題類型別講座の判定資料の種類

	薬物濫用問題	交通問題講座	家族問題	不良交友問題	性問題	暴力団問題	対人関係問題	その他の問題	計	%
面接	36	27	22	16	13	3	1	11	129	77.2
行動観察	31	28	21	14	10	2	1	17	124	74.3
課題文達成度	19	15	13	9	3	1	1	4	65	38.9
評定法	4	4	3	2	1	1	1	2	18	10.8
自己評価	17	12	13	5	7	2	1	7	64	38.3
日誌	20	18	14	11	6		1	10	80	47.9
テスト	1	1				1	1		4	2.4
アンケート	8	4	7	1	3			1	24	14.4
その他	8	5	4	4	3			2	26	15.6
計	144	114	97	62	46	10	7	54	534	(3.2)
回答講座数	45	34	30	19	16	3	2	18	167	100.0

()内は1講座あたりの平均種類

になる。この数字は、効果判定が綿密に、かつ、慎重に行われていることを示唆している。そして、その方法は、主として面接・行動観察・日誌などの資料が用いられているように、到達基準に基づく効果判定というより、個人内の成長の手がかりを得るといった教育測定的な側面が重視されている。問題類型別処遇が、対象者の表面的変化でなく、内面的な変化を求める処遇であるという前提に立てば、個人内の成長の手がかりを得るといった教育測定的な効果判定の方法が多用されていることは極めて望ましいことと評価できる。とはいっても、課題文達成度など、到達目標に基づく評価が40%弱の講座で用いられている事実を批判している訳ではない。公教育としての学校教育において、ある水準までの学力をすべての児童・生徒に到達させる（これを実現させるための具体的方法論としてマスター・ラーニングなどの理論）ことが義務である、といわれているように問題類型別処遇においても、知識の教授という側面においては、到達目標に基づく評価が極めて重要であることは言うまでもない。

⑤ 指導水準評価と問題点の種類

指導水準評価は、「効果的に実施されており、当面改善すべき問題点はない」「かなり

効果的に実施されているが、十分ではなく、改善すべき問題点はいくらかある」「あまり効果的に実施されているとは言い難く、改善すべき問題点が多い」の3項目中一つを選択する方法で回答を求めたが、207講座から回答が寄せられた。全体の13.5%にあたる28講座が「効果的に実施されており、当面改善すべき問題点はない」と回答しているが、179講座(86.5%)はなんらかの問題点があると回答している。それでは、それはどんな問題点であるのかを示したのが表18である。

ここでは、「指導者に関する問題」「対象者に関する問題」「指導内容に関する問題」「指導方法に関する問題」「指導条件(期間、指導場所、設備、機器等)に関する問題」「その他」の6項目の問題点を複数選択する方法で回答を求めたが、これに対する関心の深さを示すかのように、問題点があると回答した全講座から回答が寄せられた。問題点が1種類ある講座が80講座(44.7%)、2つが66講座(36.9%)、3つが23講座(12.9%)、4つが10講座あり、1講座あたり平均1.79種類の問題点があることが分かった。その内容を見ると、「指導者に関する問題」がある講座の占める割合が46.9%と最も高く、「指導方法に関する問題」41.9%、「指

表 18 問題類型別講座の改善すべき問題点

	薬物濫用	交通問題	家族問題	不良交友	性問題	暴力団	対人関係	その他	計	構成比
指導者の問題	21	14	13	10	11	3	1	11	84	46.9
対象者の問題	8	6	5	5	1			4	29	16.2
指導内容問題	16	10	10	10	5		1	10	62	34.6
指導方法問題	18	15	12	10	8	1	1	10	75	41.9
指導条件問題	15	9	9	3	4	1	2	6	49	27.4
その他の問題	5	4	6	3				3	21	11.7
計	83	58	55	41	29	5	5	44	320	
問題点の平均数	1.69	1.76	1.83	1.78	2.07	1.00	1.25	2.10	1.79	
問題点の選択, 1つ	24	14	13	11	4	5	3	6	80	44.7
問題点の選択, 2つ	19	15	10	8	5		1	8	66	36.9
問題点の選択, 3つ	3	2	5	2	5			6	23	12.8
問題点の選択, 4つ	3	2	2	2				1	10	5.6
講座数	49	33	30	23	14	5	4	21	179	100

注 構成比の合計は、複数選択のため100にならない。

導内容に関する問題」34.6%と続いている。類型別には、性問題（平均2.07つ）、その他の問題（平均2.1つ）各講座に問題点の数が多く、暴力団問題は1つと他の類型に比べると少ない。ここでも指導者に関する問題点が数多く指摘されており、指導者研修の必要性が急務であること、さらには、指導方法・内容をより充実しなければならないことを調査の結果は示している。

(6) 処遇課程等グループ別対象者の諸問題

① 履修可能な講座数

入院時から退院時までに1人の少年が、平均何種類の講座を履修できるかは、問題類型別処遇に開設されている講座の種類と同様に教育の効果を挙げるには重要な関心事であるが、表19は、「入院時から退院時までに、1人の少年が、平均何種類の問題類型別処遇に参加していますか」という質問に対する各庁の回答を示したものである。

全52庁から回答が寄せられたが、「2つから3つ」履修している庁が最も多く38庁(73.1%)あったが、1講座しか履修できない庁も9庁あった。処遇課程等グループ別には、『OS』『E』に「3つ～4つ」履修で

きるという庁が意外に多く、医療を優先する『MP』は全庁1講座を履修できるのみと答えている。『OS』で多くの講座を履修させている理由は、問題性の程度は軽い、短期施設にも多様な問題性のある少年が収容されており、教科教育を優先する『E』にも同様に、年少少年とはいえ数多くの問題を抱えている少年が多い実情を物語っている。また、『OS』13庁中、施設により履修できる講座数が1つから4つと大きく分散していることが目に付く。同傾向の『H』の場合は1講座の履修時間の長短によるものと推測できるが、『OS』の場合は処遇の重点をどこに置くかの違いによるためなのか、この調査結果からだけでは判然としない。

② 問題を持っているが、何かの事情で当該講座に編入できなかった事例

この問題も重要な関心が集まる事柄である。表19に示すとおり編入できない事例があったと答えた庁は、52庁中17庁(33.3%)あった。その中に『OS』『V₂』各4庁が含まれていることが目に付く。『OS』では、在院期間の問題が主な理由で、『V₂』では、集団指導に適応できない、指導サイクルの事情

表 19 処遇課程等グループ別対象者の諸問題

	1人が平均幾つの講座を履修できるか					編入できない対象者			他の問題をもつ対象者		
	1つ	2つ	3つ	4つ	庁数	いた	なし	庁数	いた	なし	庁数
OS	2	6	2	3	13	4	9	13	9	4	13
H	1	1		1	3	2	1	3	2	1	3
MP	2				2	2		2	2		2
BCG1	1	5	2		8	2	6	8	5	3	8
その他男子施設	V2	2	6	3		11	4	7	11	6	5
	E2V2		1	1		2	1	1	2	2	
	E1			1	1	2	1	1	2	2	
	V1		1			1		1		1	1
	OS,L		1			1		1	1		1
女子施設	1	4	4		9	1	8	9	7	2	9
庁数	9	25	13	5	52	17	35	52	35	17	52
構成比	17	48	25	10		33	67		67	33	

注 構成比は、庁数 52 を 100 とした。

で職業訓練を優先させるため、定期編入のためなど理由は多岐にわたっている。対応策として、個別指導（面接・内省等）・他の講座への編入（例えば、性問題であれば対人関係問題に編入する等）をとっていることが紹介されている。

③ 用意されている問題類型別処遇以外の対象者の有無

この問題は、今後の問題類型別処遇の拡充を検討する資料として重要な事項である。調査の結果は、表 19 に示すとおり、35 庁（67%）に、用意されている問題性以外の問題をもつ対象者がいたとの回答が寄せられた。中でも、『MP』『E₂V₂』『E₁』の全庁、『OS』の約 7 割の施設に該当者がいるなど各庁から数多くの問題が提起されている。『女子』からは、暴力非行・交通問題（各 4 庁）、盗み・不良交友問題（各 2 庁）、職場不適應等の問題が、『V₂』からは、性問題（5 庁）、暴力団問題（4 庁）、盗み（2 庁）、職場問題が、『OS』からは、性問題（7 庁）、暴力団問題・盗み（各 2 庁）の問題が、『BCG₁』からは、性問題（7 庁）、ネーミングによる対象者の参加拒否の事例が紹介されている。

さらに、『MP』からは、類型化が困難なほど、多様な問題を抱えている少年が多いこと、『H』からは、常習窃盗・殺人・エイズなどの問題を持つ少年の指導問題が提起されている。

(7) 問題類型別処遇と処遇技法についての工夫

問題類型別処遇の実施に際しては、種々の処遇技法が用いられている。処遇技法を効果的に利用するために、各施設では、種々利用上の工夫をしているものと考えられるが、ここでは、以下の各視点から、処遇技法利用上の工夫について、その実態を見ることとした。

① 処遇技法導入上の工夫

在院者は、自らに適用される処遇技法をどのように理解し、受容しているのか。自己の「問題性」改善のために必要なことと理解し、進んで受容する場合とそうでない場合とでは、処遇の効果に重大な差が生じてくることになる。

導入上の工夫については、長期処遇の施設 20 庁、短期処遇の施設 10 庁、医療施設 2 庁及び女子施設 7 庁の計 39 庁（73.6%）から

回答があった。多くの庁で実施している工夫は、処遇開始以前に行う事前指導で、対象者にあらかじめ処遇の目的、内容、方法等を理解、納得させるため、集団的なオリエンテーション、担当教官の個別指導又は体験実習等を行っている。この事前指導には、対象者に自己の問題性についての認識を深めさせる、というねらいも含まれている。

そのほか、「十分な趣旨説明の後、本人の意向も考慮して導入」、「問題類型別処遇は成績評価と無関係であることを強調」（長期処遇施設）、「少年個別の問題等に合わせて導入期間を検討」（短期処遇施設）、「テストされている又は自分が特別に選ばれて処遇対象となっているという意識の排除」（女子施設）という回答も少数ながらあった。

以上のことから、おおむね各庁に共通する傾向として、問題類型別処遇への動機づけに焦点を合わせた導入上の工夫がなされていることがうかがえる。また、今後の課題として、処遇技法導入上の工夫について、指導者、指導内容、方法、教材及び指導マニュアル等、具体的な検討を加えていく必要がある。

② 処遇技法の特性に基づく工夫

処遇技法の多くは、矯正処遇とはかかわりなく開発されてきたものであるから、これを矯正処遇に適用する場合は、それが在院者の問題性の解消に結びつくものであるか否かの吟味をすべきである。更に、有効な方法として選択された処遇技法については、その理論的背景や長所・短所等の特性を踏まえて、矯正処遇への適用に際しては、矯正の必要性の有無についての現実的な検討がなされるべきであろう。このような処遇技法適用上の工夫については、長期処遇施設16庁、短期処遇施設7庁、医療施設2庁及び女子施設2庁の計27庁(50.9%)から回答を得た。

多くの施設が挙げた工夫は、在院者の特性及び教育上の必要性に対応させて、「指導テーマの設定」をしたり、「弾力的な集団の編成」

をしている、ということであった。つまり、対象者の特性に合わせて適宜の修正を工夫している、ということであった。指導方法に関する本調査の結果によると、主に用いられている方法は、作文、集団討議、講義、ロールプレイング及び面接に集中しており、ロールプレイングを除けば、いわゆる専門的処遇技法というよりも、従前から生活指導の方法として定着しているものが中心となっている。したがって、特に、処遇技法の特性に基づく工夫は、必要なかったのか又はすでに工夫された結果が定着していたのか、のいずれかであろう。

更に、問題類型別処遇の類型別選定基準として、ほとんどの庁が、本件非行名、入院前の問題行動類型、少年鑑別所の処遇統計を集中的に挙げていることから見れば、集団編成との関連で、処遇技法について厳密な修正をさほど必要としなかったのかもしれない。しかし、上記選定基準として資質の占める比率が比較的に高い(9.3%、全国平均では4.7%)医療少年院からの「技法は、当院の処遇課程等対象者に見合ったものに発展・応用し実施している」という回答にも注目したい。回答中の「発展・応用」の内容が不明なのは残念だが、こうした観点からの技法適用上の点検は、常に必要なことであろう。この施設は、情緒障害者等に対する専門的処遇技法実施の歴史が長く、15年程前に、「外国人が外国の社会に適応させるために作り出した教育や心理療法の諸技法、しかも施設に収容されておらず社会生活を営んでいるための方法を携えて、実践することは危険である。しかし、われわれは種々の試行錯誤を経て、多様な技法の中から最も対象者に適した技法を選択し、現在も改善の努力を続けている。」というコメントを発表している。

処遇技法について、なんらかの工夫・修正を行っている庁が50%余という数字については、ロールプレイング、面接に次いで多

用されている心理劇、ロールレタリング、内観等は、少年院処遇に導入されてからの歴史も長く、多くの実務家によって矯正への適用に関する研究が積み重ねられてきたことがあつての数字といえるかもしれない。今後は、技法一般というより、対象者の特性や具体的な実践場面に応じた技法上の工夫や指導事例等が、事例集や手引という形でまとめられていくことも必要であろう。

③ 処遇環境上の工夫

矯正処遇が、その対象者の特性上、独自の環境、特に拘禁確保を目的とする諸設備や職員配置を必要とすることはいうまでもなく、その環境が、ある種の処遇技法の実施に望ましくない影響を及ぼすとしても、それを排除することは不可能である。こうした事情を前提として、処遇技法実施上、与えられた処遇環境について、どのような工夫がなされているかについて、長期処遇施設13庁、短期処遇施設4庁、医療施設2庁、女子施設4庁から回答を得た。処遇技法が必要とする指導場所の面積の大小によって、本来は居室用である寮舎の単独室や集団室を代用している例、単独室や集団室を利用し、更に、必要に応じて内観用の衝立の使用、心理劇用の舞台の設置をしている例、居室の扉をあけておくことで拘禁感の緩和を図っている例、壁の色彩や敷物の工夫、人形や花を置くことで指導場所の雰囲気や和らげる配慮をしている例、相談助言や面接を屋外のベンチや中庭で行っている例など、治療共同体論が描く処遇環境とはほど遠い処遇条件の下で、涙ぐましい工夫努力が重ねられている。今後、さまざまな問題を持つ対象者に対し、多様な処遇技法を用いた指導がなされることであろうが、それらの処遇技法がより適切に、より効果的に実施されるためには、処遇環境を含めた処遇条件の一層の整備が必要となろう。

④ 他の処遇との兼合いについての工夫

問題類型別処遇で実施される多くの処遇技

法は、他の日課や処遇プログラムと無関係に全く独立して行われるべきものではない。基本的処遇計画や個別的処遇計画に設定されている他の処遇内容や処遇方法との関連において、それらとの整合性を図りながら、全体として対象者の改善更生の実効を期すべく実施されるものである。処遇技法の実施上、他の処遇との兼合いについてどのような工夫がなされているかに関して、長期処遇施設13庁、短期処遇施設4庁、医療施設2庁、女子施設4庁から回答を得た。回答例としては、社会適応訓練や保護調整との統合に関する工夫、同一の問題類型において複数の処遇技法の組み合わせを図る工夫、生活指導以外の指導領域と相互の関連性を持たせて効果を上げる工夫などが挙げられる。

要するに、ここで重要なことは、問題類型別処遇において実施される処遇技法について、それが、対象者の改善更生という矯正目的を達成するためのさまざまな方法の一部であることの認識、矯正目的を達成する方法の一部として果たすべき役割の認識及び矯正目的を達成する他の方法との関連性についての認識を明確に持つことである。また、さまざまな指導方法が前記の認識の下に、絶えず、相互関連的に統合的に実施されるような指導体制が形成されていることも必要であろう。

⑤ 技法に関するその他の工夫

長期処遇課程施設2庁及び医療施設2庁から回答を得た。回答の中で、「指導内容のマネリ化を防止するため、カリキュラムを固定せず、少年の特質に合わせて単元内容を微調整している」及び「用意した処遇技法に少年を合わせるのではなく、少年に合わせて技法を選ぶようにしている」という工夫が注目される。特に、少年の特質に合わせた単元内容の微調整の具体策については、①で述べたマニュアルにまとめられれば、他の施設にとって参考になるであろう。

(8) 問題類型別処遇に関する施設の意見・感

想・希望等

表20は、問題類型別指導に関する施設の意見、感想、希望等を自由に記述してもらい、その結果を、内容別に整理したものである。1施設で2つ以上の内容を記入した場合もあるので、回答施設数の合計は、実際に回答した施設の数45庁よりも多くなっている。回

答内容を大別すると、指導の在り方についての提言、指導の現状における問題点の指摘、指導の実情報告及び指導に関する希望の4種類に分けることができる。それぞれについての回答施設数は、提言に関する内容が51庁、問題点の指摘に関する内容が8庁、実情報告に関する内容が5庁、希望に関する内容が2

表20 問題類型別指導に関する施設の意見・感想・希望等一覧

区分	No	施設の意見・感想・希望等の内容	回答施設数
堤 言	1	標準的な指導要領の作成が必要	10
	2	指導効果の判定をどうするかが課題	6
	3	処遇課程等についての研修が必要	6
	4	指導教材の整備が必要	4
	5	指導の全般的見直しによる整備が必要	4
	6	指導内容・方法の見直しが必要	4
	7	個別的視点からの指導が必要	4
	8	対象者の変化に応じた指導が必要	2
	9	指導技法の組合せの検討が必要	2
	10	部外者や矯正職員OBの専門家を活用すべきである。	2
	11	少人数の者に対し反復指導することが必要	1
	12	指導記録を作成することが必要	1
	13	さみだれ編入対策が必要	1
	14	複数の問題行動がある少年への対応を工夫すべきである。	1
	15	資質進路等を基準とする指導の類型化が必要	1
	16	行動の背景にある問題の解決が必要	1
	17	非行態様、成熟度、価値観等による類型化を検討すべきである。	1
問題 点の 指摘	18	医療施設の場合、計画的指導は困難である。	2
	19	各処遇類型別に最低限必要な指導内容が不明である。	2
	20	性教育は集団指導になじみにくい。	1
	21	新しい処遇技法を流行的に導入する傾向がある。	1
	22	指導内容の効果的な組立て方法が不明確である。	1
	23	問題類型別指導が必要かどうか疑問である。	1
	24	問題類型別指導の実施を検討中である。	1
現 状 報 告 希 望	25	個人中心の指導を実施している。	1
	26	とかく講義中心の指導になりがちである。	1
	27	専門的指導のエキスパートが育ちにくい現状にある。	1
	28	職員や指導時間の不足で現状の指導が精一杯である。	1
	29	他施設の指導状況を参考にしたい。	1
	30	窃盗群への指導方法を知りたい。	1

注 1 複数回答による。

2 回答庁は45庁

庁となっており、提言に関する内容が圧倒的に多い。

まず、提言の内容をみると、最も多かったのが10庁から寄せられた「標準的な指導要領の作成が必要」という内容である。これに次いで、「指導効果の判定をどうするかが課題」及び「処遇技法についての研修が必要」という提言が、それぞれ6庁からなされている。そのほか、指導の全般的見直し、指導内容・方法の見直し、指導教材の整備及び個別の視点からの指導の必要性を訴える提言がそれぞれ4庁ずつからなされている。また、1庁ないし2庁と数少ない庁から出されている提言の中にも、類型化の在り方、指導対象者のさみだれ編入対策、複数の問題行動がある在院者への対応策等に関する建設的な意見が含まれている。

次に、指導の現状における問題点については、医療施設という在院者の特殊性に関する問題、性教育が集団指導になじみにくいという問題、類型別指導の現状における不備な面に関する問題、処遇技法の導入姿勢に関する問題等が指摘されている。なお、問題類型別指導の必要性に疑問を示した意見もあった。

更に、指導の実情報告については、いずれも各施設における問題類型別指導の実情を報告しているものであるが、その中には、指導がとかく講義中心になりがちであるとか、専門的な指導者の育成が困難であるとか、指導にかかわる問題点を含んでいるものもある。

最後に、指導に関する希望は、「他施設の指導状況を参考にしたい」と「窃盗群への指導方法を知りたい」という2つであった。

問題群別指導に対する施設の意見、感想、希望等の概要は以上のとおりであるが、これらの回答は、各施設の日常的な指導体験からにじみ出てきた意見、感想、希望等であり、この指導の効果的な在り方を検討する上で、貴重な情報資料として、大いに参考にすべき内容を含んでいる。

4. まとめ

本調査研究の目的は、少年院における生活指導の実施状況のうち、問題類型別処遇の実態を全国規模で把握し、問題類型別処遇の効果的な在り方を検討する上で必要な資料を得る事であった。したがって、調査結果を可能な限り客観的にかつ平易に纏めることを主眼にして論述した。敢えてまとめの必要がないのかもしれないが、簡単に問題点を整理してみよう。

① 本研究は、問題類型別処遇と名付けたが、調査の結果は、そのネーミングが極めて多岐にわたっていることを示している。最も使用頻度の高い言葉をつなげると『問題群別指導』になると述べたが、名称の統一が検討されるべきであろう。

② 講座の開設状況は、52庁に延べ27種類、209講座が開設されている。詳細には、1庁あたり最高7種類、最低2種類、平均3.79種類、4.02講座が開設されている。この現状をどう見るかは視点の違いによって異なるであろうが、新しい問題性に対応する講座の新設を常に検討する必要がある。

③ 問題類型別処遇が、少年院における教育課程の編成及びその運用について(矯正局長通達)記の4に生活指導の教育内容をして例示している6項目のうち「資質上の問題性に対する指導」「情操面の指導」「進路指導」を教育内容に取り込んでいない事実をどう判断するか、これらの教育内容は問題類型別処遇になじまないのか否かを、もう一度原点にかえって見直してみる必要がある。

④ 教育課程編成上重要な教育時間と教育期間(1回あたりの指導時間×通算指導回数)は、同類型間でも講座によってその開きが予想以上に大きい事実を調査の結果は示している。調査からは平均1回あたりの指導時間が80分、平均通算指導回数が12回という数字を引き出せるが、処遇課程等グループ別に一

応の基準が示されるべきであろう。

⑤ 教材の不足が数多く指摘されている。視聴覚教材の古さ、生きた教材の必要性など、極めて重要な課題の一つである。

⑥ 指導中心者の育成に関する問題は、特に重要である。調査の結果は、203講座中109講座の指導中心者の習熟度が十分でない実情を明らかにしている。早急に、かつ、制度的な指導中心者育成のためのプログラムが立案されることを期待する。

⑦ 問題類型別処遇の約1/4の講座が、在院者全員を対象にして開設されている現状を調査の結果は示している。啓蒙教育の重要性を否定するものではないが、問題類型別処遇の独自性を明確にする視点からの見直しが望まれる。

⑧ このほか、随時編入、適正規模、効果判定、新しい問題性に対応できる講座の新設など、本調査結果は、様々な問題類型別処遇を巡る問題点を指摘している。その内容を資料分析のなかから、一つでも多く読み取って戴ければ幸いである。

むすび

今回の調査によって、本研究に必要な検討資料を十分に収集できたわけではないが、少年院における問題類型別処遇の全国的な実施概況と現状における幾つかの問題点を把握することができ、問題類型別処遇の効果的な在り方を探る手掛かりを得たことは、貴重な収穫であった。

今回の調査の意義は、生活指導の一環として、少年院に導入されて以来十数年を経過し、現在では、ほとんどすべての施設で実施されてほぼ定着した感のある問題類型別処遇について、その現状を分析し、実施上の問題点を洗い出し、それらの問題点への対応等を検討して、一層効果的な処遇の在り方を探ろうとする基本的な作業に着手したことにある。この作業は、今回の調査を手掛かりにして、今

後も継続していく必要がある。

今回の調査を実施する前に予想したとおり、問題類型に対する考え方が施設間で必ずしも一致しておらず、したがってその呼称も一定せず、同一問題類型に対する処遇の仕方にも差異が生じているなど、区々にわたる運用の実情が調査結果によって裏付けられている。つまり、少年院の問題類型別処遇は、現状において、かなり普及しており、その種類や講座数も多く、一応定着してきた感を与えているが、実効性という観点から見ると、なお改善すべき多くの課題を抱えていることが明らかとなった。今後は、これらの課題について、その解決策を検討し、一層効果的な問題類型別処遇の在り方を追求する作業を続けていくことが必要であろう。

今回の調査は、回答形式が複雑であったため、各少年院の回答責任者の方達には、かなりの負担をかけたのではないかと深く反省している。それにもかかわらず、快く協力してくださった矯正局教育課をはじめ全国各少年院の皆様方に対し、心から謝意を表する次第である。

なお、この報告では、少年院における問題類型別処遇について、その全国的な実施概況と実施上の問題点を明らかにすることにとどめ、その効果的な在り方については言及していないが、効果的な在り方についての検討は、今回の調査結果を踏まえて、来年度報告予定の「少年院の各処遇課程等における生活指導の在り方に関する研究(その2)」の中で、その一部として行行予定である。